

(1) 相談支援

① 総合相談

●内 容 お子さんの発達に関する相談を受けます。また、お子さんの状況に合わせて個別支援や小集団による支援を行います。

●対 象 0歳～18歳未満の乳幼児および児童
 ※定期的な親子グループと個別指導は0歳～2歳の乳幼児が対象です。
 ※3歳以上の定期的な支援は「(2) 障害児通所支援」をご確認ください。
 ※重症心身障害児や医療的ケアのお子さんについてもご相談ください。

② 計画相談支援・障害児相談支援

●内 容 障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談と、障害児支援利用計画の作成を行います。

●対 象 0歳～18歳未満の乳幼児および児童

●問 合 せ 電話03(6277)3903 FAX03(6277)3844

(2) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、児童の保護者とともに、障害のある児童に対し心身ともに健やかに育成するため次のような支援を行います。

※利用にあたっては、通所受給者証が必要です。

※重症心身障害児や医療的ケアのお子さんについてもご相談ください。

① 児童発達支援(通園：週5日のクラス<日々通園>、週2日のクラス<指定日通園>)

●内 容 日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通してさまざまな経験を重ねます。小さな集団の中で友達とのやりとりを通して集団生活に適応できる力を身に付けます(同日に保育園との併用が可能です)。

●対 象 3～5歳児

② 児童発達支援(グループ支援：月2～3回)

●内 容 活動を通して「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。

●対 象 幼稚園・保育園等に通う3～5歳児

③ 児童発達支援(個別支援：月1～2回)

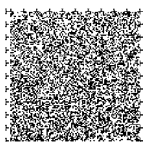
●内 容 児童の状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別指導を行います。

●対 象 おおむね3～5歳児

④ 放課後等デイサービス(月1～2回程度)

●内 容 お子さんの状況に合わせて心理士、作業療法士、言語聴覚士、支援員による個別支援や小集団による支援を行います。生活能力の向上および社会性やコミュニケーションスキルの伸ばすことを目指します。

●対 象 学校に就学している児童



⑤ 居宅訪問型児童発達支援(月2回程度)

● 内容 居宅を訪問し、日々の生活における基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通して日常生活に必要な動作を経験したり、遊びの幅を広げたりします。

● 対象 重度の障害等のため、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な児童

⑥ 保育所等訪問支援(月2回程度)

● 内容 保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

● 対象 幼稚園、保育園等に通う児童

● 問合せ 児童発達支援 電話03(6277)3199
放課後等デイサービス 電話03(6277)3909
FAX03(6277)3844

